

地方独立行政法人法に基づく不要財産の納付に係る 知事の認可に関する意見について（案）

地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「道総研」という。）は、設立時に道から現物出資した次の土地及び建物について、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったことを決定した。

このため、その土地及び建物について、地方独立行政法人法第 42 条の 2 の規定に基づき、道総研から不要財産の納付の認可に係る申請があり、同法第 42 条の 2 第 5 項の規定に基づき、知事が認可をするにあたって、あらかじめ評価委員会の意見を聴くものである。

1 不要財産の概要

さけます・内水面水産試験場道南支場の土地及び建物

当該土地及び建物は、現在、同支場の施設及び敷地として使用しているが、令和 3 年度末で支場が廃止となることが決定され、将来的に水産研究及び他の用途でも活用予定はないことから、地方独立行政法人法第 6 条第 4 項に定める出資等に係る不要財産として、道へ納付するもの。

	所在地	面積 (㎡)	出資価額 (円)	出資日
土地 (宅地)	二海郡八雲町熊石鮎川町 189 番 43	11,983.60	30,917,000	H22.4.1

	施設名称 (構造)	床面積 (㎡)	出資価額 (円)	出資日
建物	管理ふ化養漁池棟 (鉄骨造)	1,444.84	18,213,000	H22.4.1
	倉庫・車庫 (コンクリートブロック造)	120.00	3,924,000	H22.4.1
	給水棟 (鉄筋コンクリート造)	18.52	1,863,000	H22.4.1
	採卵室 (鉄骨造)	20.00	410,000	H22.4.1
	便所 (コンクリートブロック造)	3.39	185,000	H22.4.1

2 根拠法令（法人不要財産の納付関係）

○地方独立行政法人法

（出資等に係る不要財産の納付等）

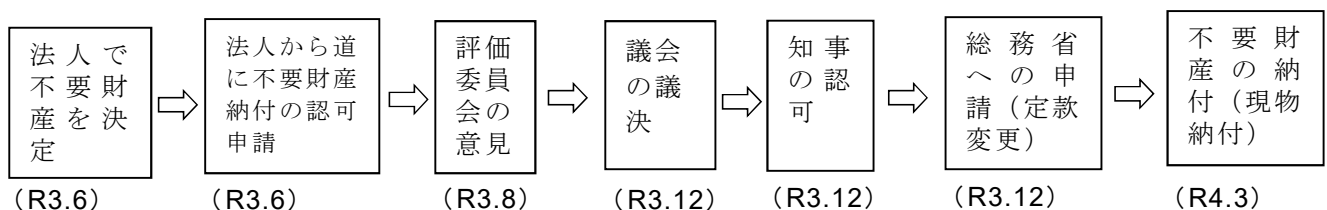
第四十二条の二 地方独立行政法人は、出資等に係る不要財産については、遅滞なく、設立団体の長の認可を受けて、これを当該出資等に係る不要財産に係る地方公共団体（次項から第四項までにおいて「出資等団体」という。）に納付するものとする。

2～4（略）

5 設立団体の長は、第一項又は第二項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

6（略）

3 納付手続の流れ



4 評価委員会の意見（案）

さけます・内水面水産試験場道南支場は、令和 3 年度末に廃止することが決定していることから、法人として将来にわたり業務を確実に実施する上で不要であり、設置者である道に納付することは、法令上問題がないものと認められるため、道の認可にあたっては「意見なし」とする。